

京都市老人福祉施設援護費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次条に定める老人福祉施設において、職員の給与の改善、身分の安定及び体制の充実を図ることを目的とする京都市民間社会福祉施設援護費（以下「援護費」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象)

第2条 援護費は、次の各号に掲げる京都市内の老人福祉施設（以下「対象施設」という。）の運営法人（以下「運営法人」という。）に支給する。

- (1) 当該年度の4月1日現在に開所している養護老人ホーム（短期入所事業のために整備した定員を含む。）
- (2) 当該年度の4月1日現在に開所している軽費老人ホーム

(報告、検査及び指示)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、前条に掲げる運営法人に対し、援護費の支給に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

(運営法人の義務)

第4条 援護費の支給を受けた運営法人は、援護費を第1条に定める目的以外に使用してはならない。

2 運営法人は、援護費に関する事業の経理と他の事業に関する経理とを明確に区分するとともに、その主たる事務所に当該事業の実施状況及び資金の使途を適正に記録した帳票を備え付け、常時本市職員の閲覧に応じられるようにしなければならない。

3 運営法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに文書によりその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 運営法人の所在地、名称、組織、代表者の氏名その他の事項に変更が生じたとき。
- (2) 対象施設の事業の内容に異動が生じたとき。
- (3) 対象施設の事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれが生じたとき。

4 運営法人は、前条の規定による報告、検査及び指示を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

(援護費の返還等)

第5条 市長は、運営法人が次の各号のいずれかに該当するときは、援護費の支給を取り消し、又は援護費の返還を求めることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第3条の規定による報告及び検査の際に虚偽の報告をしたことが明らかになったとき。

(補則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所轄部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 8 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。